

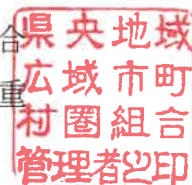


県央地域広域市町村圏組合 公告第 1 号

小浜消防署移転設計業務について、一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 4年 8月 29日

県央地域広域市町村圏組合
管理者 大久保 潔重



記

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 小浜消防署移転設計業務
- (2) 履行場所 雲仙市小浜町マリーナ 番地内
- (3) 業 種 建築関係建設コンサルタント
- (4) 業務概要
 - ・小浜消防署(附属建物を含む)の新築設計
(基本設計・実施設計)
[敷地面積] 4, 275 m²
[構 造] RC造
[想定規模]
庁舎棟 地上2階建て 延床面積 約 2,000 m²
訓練棟 地上5階建て 延床面積 約 400 m²
倉庫棟 地上2階建て 延床面積 約 100 m²
 - ・敷地造成 及び 外構設計
 - ・地質調査(9か所)

- (5) 履行期間 契約締結の日 から 令和5年3月31日 まで。

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本競争に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たし、かつ、3により県央地域広域市町村圏組合(以下「組合」という。)の競争参加資格の確認を受け、資格を有する旨の通知を受けた特定建設関連業務委託共同企業体(以下「共同企業体」という。)とする。

(1) 共同企業体の資格要件

- ア 自主的に結成された共同企業体であること。
- イ 経営の状態は、共同施工方式であること。
- ウ 構成員は、2者で構成するものとし、2(2)及び2(3)の資格要件を満たす者1者並びに2(2)及び2(4)の資格要件を満たす者1者の組み合わせとする。ただし、各構成員は、本入札に参加する他の共同企業体の構成員となることできない。
- エ 各構成員の出資比率は、30%以上とする。

(2) すべての構成員の資格要件

- ア 組合または諫早市、大村市、雲仙市(以下「構成市」という。)のいずれかにおける令和4年度の一般(指名)競争入札参加資格者名簿に、建設コンサルタント業務の建築設計(建築一般)部門に登載された者であること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- ウ 構成市が定める暴力団排除条例の規定に基づく暴力団、暴力団員及び暴力団関係者に該当する者でないこと。
- エ 競争参加資格確認申請書(以下「資格確認申請書」という。)の提出期限の日から落札決定までの間において、組合または構成市から指名停止の措置を受けている者でないこと。
- オ 資格確認申請書のほか関係資料(以下「申請書等」という。)の提出期限の日以前6か月から落札決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- カ 落札決定までの間において、会社法(平成17年法律第86号)第475条または第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申し立て、または民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、または再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。

(3) 代表構成員の資格要件

ア 当該共同企業体における出資比率が、その他の構成員の出資比率を上回る者であること。

イ 建築士法(昭和25年法律202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

ウ 長崎県内に本社(本店)を有する者であること。

エ 過去10年間(平成24年度から令和3年度まで)に元請けとして、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄骨造(これらの混構造を含む)の公共施設(国(特殊法人、国公立大学法人を含む)または地方公共団体(公社、公団を含む)が発注したものに限る。)の新築、増築または改築(延床面積が2,000㎡以上。増築または改築の場合は、当該部分の延床面積)に係る設計業務(設計意図伝達業務を除く。)を行い、完了した実績を有すること(共同企業体による実績の場合は、出資比率30%以上の実績に限る。)

オ 過去10年間(平成24年度から令和3年度まで)に元請けとして、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄骨造(これらの混構造を含む)の公共施設(国(特殊法人、国公立大学法人を含む)または地方公共団体(公社、公団を含む)が発注したものに限る。)の新築、増築または改築(延床面積が1,000㎡以上。増築または改築の場合は当該部分の延床面積)に係る設計業務(設計意図伝達業務を除く。)に担当技術者として従事し、完了した実績を有する一級建築士を管理技術者として配置できる者であること(共同企業体による実績の場合は、出資比率30%以上の実績に限る。)

(4) その他の構成員の資格要件

ア 建築士法(昭和25年法律202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

イ 雲仙市内に本社(本店)または営業所を有している者であること。

ウ 一級建築士を配置できる者であること。

(5) 存続期間

共同企業体の存続期間は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間とする。

ア 当該業務の委託契約の相手方となった共同企業体

成立の日から、当該業務の請負契約の履行後3か月以上。

イ 当該業務の委託契約の相手方とならなかった共同企業体

成立の日から、当該業務の委託契約が締結された日まで。

3 競争参加資格の確認

- (1) 本競争への参加を希望する共同企業体は申請書等を提出し、組合の競争参加資格の有無の確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書等を提出しない共同企業体又は競争参加資格がないと認められた共同企業体は、本競争に参加することはできない。
- (2) 申請書等の内容
 - ア 競争参加資格確認申請書（様式1）
 - イ 特定建設関連業務委託共同企業体協定書（様式2）
 - ウ 2(3)エにおける業務履行実績調書（様式3）及びその証明となる書類
 - エ 2(3)オにおける技術者の資格・実務経験調書（様式4）及びその証明となる書類
 - オ 2(4)ウにおける技術者の資格（様式5）及びその証明となる書類申請書等の様式は、令和4年8月29日（月）から令和4年9月9日（金）までの間に組合ホームページからダウンロードすること。
- (3) 申請書等の受付
 - ア 期 間 申請書等は、令和4年8月30日（火）から令和4年9月9日（金）まで（土、日曜日及び祝日を除く。）
 - イ 時 間 午前9時から午後5時までに持参すること。（ただし、9日の受付は正午までとする）
 - ウ 場 所 組合（諫早消防署3階）
- (4) 競争参加資格確認の結果
競争参加資格確認の結果は、令和4年9月14日（水）までに、組合から申請者（代表構成員）あて通知する。

4 設計図書等の配布

設計図書等は、次のとおり配布する。郵送又はファクシミリによる配布はしない。

- (1) 期 間 令和4年8月29日（月）から令和4年9月9日（金）まで（土、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 時 間 午前9時から午後5時（ただし、9日の配布は正午までとする）
- (3) 場 所 組合（諫早消防署3階）
- (4) 設計図書等の配布は、代表構成員を希望するものに限る。
- (5) 配布した設計図書等は、入札時に返却するものとする。

5 質疑応答

(1) 設計図書等に対して質疑がある場合は、次のとおり設計図書等質疑応答書（様式6）により組合あてメールすること。

ア 令和4年9月15日（木）午後5時まで

イ 組合メールアドレス syoubou-soumu@kenoukumiai.nagasaki.jp

(2) 回答は、令和4年9月20日（火）午後5時までに、メールによる回答及び書面により組合において閲覧に供して行う。

6 競争参加資格がないと認められた共同企業体に対する説明

(1) 3の確認において競争参加資格がないと認められた共同企業体は、管理者に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求めようとする場合には、令和4年9月15日（木）までに、組合へ書面を提出して行わなければならない。

(3) 管理者は、(1)の説明を求められたときは、令和4年9月20日（火）までに、説明を求めた共同企業体に対し、書面により回答する。

7 入札保証金

免除する。

8 入札執行の日時及び場所

(1) 令和4年9月22日（木）午後2時00分

(2) 場 所 諫早市鷺崎町221番地1 諫早消防署 4階大会議室

9 入札書の提出方法等

(1) 入札金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。

(2) 入札書は、封かん及び封印のうえ入札者の氏名を表記し、所定の日時及び場所において入札しなければならない。

(3) 入札参加者が代理人をもって入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

(4) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

(5) 入札参加者は、各業者1名を超えて入札会場に入室できない。

(6) 入札開始後入札会場に到着した者は、入札に参加することができない。

10 入札辞退

入札の直前までは入札の辞退を認めることとするので、入札を辞退しようとする共同企業体は、その旨を書面にて郵送又は持参の方法により届け出なければならない。

11 無効の入札

- (1) 組合が準用する諫早市契約規則（平成17年規則第54号）第12条各号に該当する入札は、無効とする。
- (2) 競争入札参加資格申請にあたり虚偽の記載をした者の入札は、無効とする。

12 入札書の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

13 落札者の決定方法等

- (1) 落札者は、予定価格と最低制限価格との範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者とする。
- (2) 落札者がいないときは再度の入札を行い、入札執行回数は、最初の入札及び再度の入札を合わせて2回を限度とする。ただし、最低制限価格より低い価格の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者によりくじで落札者を決定する。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。
- (5) 落札者の決定は、その決定と同時に入札会場において口頭で周知する。

14 契約の締結

落札者として決定された共同企業体は、落札決定の通知を受けた日から7日以内に、組合へ契約書を3部提出しなければならない。

15 契約の不締結

落札者が、契約締結の日（本契約の締結日）の前日までの間において、入札公告に定める入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合、契約を締結しない。こ

の場合、落札者に損害が生じても、組合は一切の損害賠償の責めを負わない。入札をした者は、開札後、組合が準用する諫早市契約規則（平成17年規則第5.4号）、諫早市工事執行規則（平成17年規則第5.5号）及び設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

16 その他

- (1) 本公告中2(3)オ及び2(4)ウに記載する配置予定技術者については、原則として変更できないものとするが、やむを得ない特別な理由（病気、死亡及び退職）により変更する場合は、当該技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を選定し組合の承認を得るものとする。
- (2) 本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、組合が準用する諫早市契約規則及び諫早市工事執行規則の定めるところによる。
- (3) 本公告についての問い合わせ先は、次のとおりとする。

〒854-0051

諫早市鷺崎町221番地1

県央地域広域市町村圏組合 事務局 総務課（諫早消防署 3F）

電 話 0957-23-3600

FAX 0957-23-3673